

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県柏市藤ヶ谷163番地1

氏名 トーテツ 株式会社  
代表取締役 本田 育功

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

柏市長 太田 和美

許可の年月日 令和5年12月2日

許可の有効年月日 令和10年12月1日



## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

圧縮及び圧縮・切断による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

#### ア 圧縮に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(イ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、  
(ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）  
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### イ 圧縮・切断に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(イ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、  
(ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）  
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※ 「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。  
※ 「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、  
それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり。

## 3 許可の条件

産業廃棄物の処理及び保管は、2に記載する処理能力を超えて行わないこと。

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成10年12月2日 新規許可（千葉県）

令和5年12月2日 更新許可

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

許可証別紙

**COPY**

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類（設置年月日、許可年月日及び許可番号）	処理能力	数量	設置場所
圧縮施設 （平成10年4月7日設置）	38 t/日	1	千葉県柏市藤ヶ谷字大作163番1, 163番2, 163番3
圧縮施設 （平成10年4月7日設置）	80 t/日	1	
圧縮・切断施設 （平成10年4月7日設置）	254 t/日	1	
受入産業廃棄物保管場	241 m <sup>2</sup> 367 m <sup>3</sup>	1	
圧縮処理後物（有価物）保管場	120 m <sup>2</sup> 224 m <sup>3</sup>	1	
圧縮・切断処理後物（有価物）保管場	222 m <sup>2</sup> 414 m <sup>3</sup>	1	

